いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

第1条 いわて子どもの森条例(平成15年岩手県条例第25号)の一部を次のように改正する。

	改正前							改正後					
别	別表第2(第6条関係)						別	別表第2(第6条関係)					
	区 分		単位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額			区	分	単位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額	
		基本利用料金		[略]		附属の設 備を使用			基本利。	用料金	[略]		附属の設 備を使用
	宿泊室	加算利用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	610	する場合 において は、1件		宿泊室	加算利用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	620	する場合 において は、1件
			一般	[略]	<u>1,220</u>	ごとに				一般	[略]	<u>1, 240</u>	ごとに
	会議室		9時から12時まで13時から17時まで9時から17時まで	1, 220 1, 700 2, 920	の範囲内		会議室			9時から12時まで13時から17時まで9時から17時まで	1,240 1,730 2,980	1,240円 の範囲内 で知事が	
	研修室		9時から12時まで13時から17時まで9時から17時まで	5,000 6,710 11,710	-		研修室			9時から12時まで 13時から17時まで 9時から17時まで	5, 110 6, 860 11, 970	定める額	
	調理体験室			9時から12時まで 13時から17時まで	2, 190 2, 920			調理体質	鈴室		9時から12時まで 13時から17時まで	2, 240 2, 980	

			9時から17時まで	<u>5, 120</u>		
	7 1日 VV	ケケ ナ. 須佐 ロコー・ナンエン	9時から12時まで	11, 100		
	場合	等を徴収しない	13時から17時まで	14,880		
	勿口		9時から17時まで	<u>25, 990</u>		
夕日的		脚分しして行る	9時から12時まで	16, 720		
多目的ホール	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	13時から17時まで	22, 330		
\(\lambda - \rangle \)		してない場合	9時から17時まで	39, 050		
		興行として行う	9時から12時まで	33, 440		
			13時から17時まで	44,660		
		ものである場合	9時から17時まで	78, 100		
	一般サ	宿泊	[略]	<u>1,220</u>		
テント	イト	一時使用	[略]	<u>610</u>		
サイト	世界の	宿泊	[略]	3,660		
	テント	一時使用	[略]	1,830		
[略]	[略]					
[略]						

			9時から17時まで	<u>5, 230</u>
	入場料等を徴収しない		9時から12時まで	<u>11, 350</u>
		寺を倒収しない	13時から17時まで	<u>15, 220</u>
	場合		9時から17時まで	<u>26, 580</u>
多目的		脚行し1 で行る	9時から12時まで	<u>17, 100</u>
多日的ホール	入場料	興行として行う ものでない場合	13時から17時まで	<u>22, 840</u>
W- 10	等を徴		9時から17時まで	39, 940
	収する	興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>34, 200</u>
	場合		13時から17時まで	<u>45, 680</u>
			9時から17時まで	<u>79, 890</u>
	一般サ	宿泊	[略]	<u>1, 240</u>
テント	イト	一時使用	[略]	<u>620</u>
サイト	世界の	宿泊	[略]	3, 740
	テント	一時使用	[略]	<u>1,870</u>
[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 いわて子どもの森条例の一部を次のように改正する。

改正前					改正後			
別表第2(第6条関係)					別表第2 (第6条関係)			
区分	単位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額		区分	単 位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額
宿泊室 基本利用料金	[略]		附属の設 備を使用		宿泊室基本利用料金	[略]		附属の設 備を使用

		小学校児童、中	[略]	
	加算利	学校生徒及び高		<u>620</u>
	用料金	等学校生徒		
		一般	[略]	1, 240
			9時から12時まで	1, 240
会議室			13時から17時まで	1,730
			9時から17時まで	2, 980
			9時から12時まで	5, 110
研修室			13時から17時まで	6,860
			9時から17時まで	11, 970
			9時から12時まで	2, 240
調理体制	険室		13時から17時まで	2, 980
			9時から17時まで	5, 230
	3 TH /N	ケケ ナ 知4 in 1 よ、1 、	9時から12時まで	11, 350
	場合	等を徴収しない	13時から17時まで	<u>15, 220</u>
	勿口		9時から17時まで	<u>26, 580</u>
夕口払		即年1.1 マ年5	9時から12時まで	<u>17, 100</u>
多目的ホール	入場料	興行として行う ものでない場合	13時から17時まで	22, 840
ホール	等を徴	してない場合	9時から17時まで	39, 940
	収する	脚に しょったる	9時から12時まで	34, 200
	場合	興行として行う	13時から17時まで	<u>45, 680</u>
		ものである場合	9時から17時まで	79, 890
	一般サ	宿泊	[略]	1, 240
テント	イト	一時使用	[略]	<u>620</u>
サイト	世界の	宿泊	[略]	3, 740
	テント	一時使用	[略]	1,870

する場合
において
は、1件
ごとに
1,240円
の範囲内
で知事が
定める額

		小学校児童、中	[略]		する場合
	加算利	学校生徒及び高		<u>630</u>	において
	用料金	等学校生徒			は、1件
		一般	[略]	1, 260	ごとに
			9時から12時まで	<u>1, 260</u>	1,260円
会議室			13時から17時まで	<u>1, 760</u>	の範囲内
			9時から17時まで	3,040	で知事が
			9時から12時まで	<u>5, 200</u>	定める額
研修室			13時から17時まで	6, 990	
			9時から17時まで	<u>12, 190</u>	
			9時から12時まで	<u>2, 280</u>	
調理体制	検室		13時から17時まで	<u>3, 040</u>	
			9時から17時まで	<u>5, 330</u>	
	オ担料に	等を徴収しない	9時から12時まで	<u>11, 560</u>	
	場合	守で財収しない	13時から17時まで	<u>15, 500</u>	
	<i>™</i> □		9時から17時まで	<u>27, 070</u>	
多目的	入場料 等を徴	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>17, 420</u>	
タロのホール			13時から17時まで	<u>23, 260</u>	
71 70			9時から17時まで	40,680	
	収する	脚矢しして行る	9時から12時まで	<u>34, 830</u>	
	場合	興行として行う	13時から17時まで	<u>46, 530</u>	
		ものである場合	9時から17時まで	81, 370	
	一般サ	宿泊	[略]	<u>1, 260</u>	
テント	イト	一時使用	[略]	<u>630</u>	
サイト	世界の	宿泊	[略]	3,810	
	テント	一時使用	[略]	<u>1, 900</u>	

[略]	[略]
	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。